

点検及び報告

1 適用

(1) 消防用設備等

消防用設備等点検及び報告は、消防法第17条の3の3（消防用設備等についての点検及び報告）及び消防法施行規則第31条の6（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）並びに消防庁告示第9号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果について報告書の様式を定める件）、消防庁通知消防予第172号（消防用設備等の点検要領の全部改正について）等関係法規に基づき行うこととする。

(2) 建築基準法関係防災設備

建築基準法関係防災設備の点検及び報告は、建築基準法第8条第1項（維持保全）及び、12条第2項・第4項（報告、検査等）並びに国土交通省告示第723号で定められた様式に基づき行うこととする。

2 種類別の点検資格、点検周期

(1) 消防用設備等

表1による。

(2) 建築基準法関係防災設備

表2による。

3 作業項目及び作業内容等

(1) 消防用設備等

点検の基準、期間及び結果報告書の作成は、表1によるほか、消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書等について定める消防庁告示を遵守し適切に実施すること。

(2) 建築基準法関係防災設備

点検の作業項目及び作業内容は、表3によるほか、国土交通省告示第723号で定められた検査方法、判定基準等を遵守し適切に実施すること。

4 設備概要

別紙12-3による。

5 周期の表記

① 6Mは、6月ごとに1回行うものとする。

② 1Yは、1年ごとに1回行うものとする。

表1 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期		
			消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備点検 資格者	機器 点検	総合 点検	
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第 6 類	第 1 種	6 M	1 Y	
		屋内消火栓設備，屋外消火栓設備，スプリンクラー設備，水噴霧消火設備	第 1 類				
		泡消火設備	第 2 類				
		不活性ガス消火設備，ハロゲン化物消火設備，粉末消火設備	第 3 類				
		動力消防ポンプ設備	第 1 類，第 2 類				
	警報設備	自動火災報知設備，ガス漏れ火災警報設備	第 4 類	第 2 種	6 M	1 Y	
		漏電火災警報器	第 7 類			1 Y	
		消防機関へ通報する火災報知設備	第 4 類				
		非常警報設備	第 4 類，第 7 類				
	避難設備	避難器具（すべり台，避難はしご，救助袋，緩降機，避難橋その他）	第 5 類	第 2 種	6 M	1 Y	
		誘導灯，誘導標識	第 4 類，第 7 類 (注 1)			1 Y	
	消防用水			第 1 類，第 2 類	第 1 種		6 M
	必要な施設	消火活動上	排煙設備	第 4 類，第 7 類	第 2 種	6 M	
連結送水管			第 1 類，第 2 類	第 1 種			
連結散水設備			第 1 類，第 2 類	第 1 種			
非常用コンセント設備，無線通信補助設備			第 4 類，第 7 類	第 2 種			
配線等	非常電源・	非常電源専用受電設備，蓄電池設備，自家発電設備(注 2)，燃料電池設備	非常電源，配線又は総合操作盤が附置される各消防用設備等の点検資格を有する者（注 3）		6 M	1 Y	
		配線			6 M		
		総合操作盤					

注1) 第4類(甲種・乙種)又は第7類(乙種)のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

注2) 自家発電設備の実負荷運転は、自家用電気工作物保安管理業務での施設停電時(1年に1回)に行うこと。ただし、実負荷運転が困難な場合は擬似負荷装置による運転を実施し、費用については別途見積とする。

注3) 非常電源等は、電気事業法の自家用電気工作物に該当するため、点検にあたっては電気主任技術者等の立会のうえ実施すること。

※本表に記載のない特殊消防用設備等についての点検資格及び点検周期は特記による。

表2 建築基準法関係防災設備の点検資格

建築基準法関係防災設備の種類	点検資格
防火設備	一級建築士，二級建築士，防火設備検査員

表3 防火設備

作業項目	作業内容	周期
(A)防火戸・防火シャッター		
1. 外観点検		
a. 建具		
イ. 防火戸	①防火戸の周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	1 Y
	②防火戸が堅固に取付けられていることの確認	1 Y
	③建具の変形，さび，腐食，傷，損耗，塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無の確認	1 Y
	④順位調整器等の金物類の変形，さび，腐食の有無及び取り付け状態の良否の確認	1 Y
	⑤常時閉鎖の防火戸が開放状態に固定されていないことの確認	1 Y
ロ. 防火シャッター	①防火シャッターの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの確認	1 Y
	②閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示，方向指示等がはっきり分かることの確認	1 Y
	③開閉機構部の油漏れ，モーターの過熱及び異常音の有無の点検	1 Y
	④ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否の確認	1 Y
	⑤軸受部のブラケット，巻取りシャフト及び開閉器の取付け状況の確認（日常的に開閉するものに限る。）	1 Y
	⑥スプロケットの設置の状況の確認（日常的に開閉するものに限る。）	1 Y
	⑦軸受部のブラケット，ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況の点検（日常的に開閉するものに限る。）	1 Y
	⑧ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況の点検（常時閉鎖式に限る。）	1 Y
	⑨カーテン部のスラット及び座板の劣化の状況の確認	1 Y

	⑩カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況の点検	1 Y
	⑪ケースの劣化及び損傷の状況の点検	1 Y
	⑫まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況の点検	1 Y
b. 自動閉鎖装置（手動閉鎖装置を含む）		
イ. 防火戸	①自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形，損傷，腐食等の有無の点検	1 Y
	②温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は，規定の温度ヒューズ（72℃）であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認	1 Y
ロ. 防火シャッター	①自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形，損傷，腐食等の有無の点検	1 Y
	②温度ヒューズ付シャッターの場合は，規定の温度ヒューズ（一般換気系は 72℃，厨房排気系は 120℃，排煙ダクト系は 280℃）であること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることの確認	1 Y
	③手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形，損傷，腐食等の有無の点検	1 Y
ハ. 防火シャッター の危害防止装置	①連動中継器の配線の劣化，損傷，脱落の有無の点検	1 Y
	②危害防止装置用予備電源の変形，損傷，著しい腐食の有無及び異常音，異臭及び異常な発熱の有無の点検	1 Y
	③座板感知部の変形，損傷，著しい腐食の有無の点検	1 Y
c. 連動制御器		
イ. 連動制御器	①変形，損傷，腐食等の有無の確認	1 Y
	②電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することの確認	1 Y
	③結線接続部の端子との接続に緩み，脱落，損傷等の有無の確認	1 Y
	④接地線が接地端子に接続されていることの確認	1 Y
ロ. ランプ・スイッチ・ヒューズ類	①各表示灯の電球等を点灯させ，著しい光束変化等の有無の確認	1 Y
	②スイッチ類の開閉機能及び開閉位置が正常であること及び破損の有無の点検	1 Y
	③ヒューズ類が，規定の種類及び容量のものであることの確認	1 Y
ハ. 連動機構用予備 電源	変形，損傷，著しい腐食の有無及び異常音，異臭及び異常な発熱の有無の点検	1 Y

d. 感知器（煙感知器，熱煙複合式感知器及び熱感知器）		
	①変形，損傷，脱落，腐食等の有無の確認	1 Y
	②設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることの確認	1 Y
	③熱感知器の感知部に機能障害となる塗装等がなされていないことの確認	1 Y
	④煙感知器にあつては塵埃，微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無の確認	1 Y
2. 機能点検		
a. 常時閉鎖の防火戸等		
	各階の主要な常時閉鎖の防火戸等の閉鎖状態の確認	1 Y
b. 自動閉鎖装置		
イ. 防火戸	①温度ヒューズの取り外し又は連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することの確認 なお，順送り方式のものにあつては，順送り作動が正常であることの確認 ②連動制御器に作動表示がされることの確認 ③連動操作器による復旧操作をしない状態で防火戸を閉鎖前の状態にしたとき，自動的に再開鎖することの確認 ④防火戸を閉鎖作動させた後，復帰させた場合の異常の有無を点検し，関係部位が元の状態に戻ることの確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
ロ. 防火シャッター	①シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターの閉鎖及び正常作動の確認 ②連動制御器の起動信号により，シャッターの正常作動の確認 ③ハンドル，チェーン等は，手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることの確認 ④連動制御器に作動表示がされることの確認 ⑤閉鎖用音響装置がある場合は，閉鎖中に鳴動することの確認	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y
ハ. 危害防止装置	防火シャッターにあつては，次の状態を確認しその良否の点検 ・試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認 ・座板感知部の作動による防火シャッターの停止の確認 ・座板感知部の作動を解除により，防火シャッターが再降下すること ・注意喚起装置（標識，音響装置，音声発生装置，注意灯等）が正常であること	1 Y

c. 連動制御器		
イ. 連動制御器	①連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験において当該回線の 端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動する ことの確認	1 Y
	②遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御 器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ 作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することの確認	1 Y
	③附属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の附 属装置等に移報するものは、移報信号がでることの確認	1 Y
ロ. 連動機構用予備 電源	①試験スイッチ等の操作による予備電源の容量の確認	1 Y
	②常用電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧 計の指示値及び表示灯が適正であることの確認	1 Y
d. 感知器		
	①補償式又は定温式スポット型感知器は、加熱試験を行い、作動が 確実であることの確認（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する 場合を除く）	1 Y
	②イオン化式又は光電式煙感知器は、加煙試験を行い、作動が確実 であることの確認（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合 を除く）	1 Y
3. 総合点検		
a. 防火戸		
	防火戸の閉鎖時間と防火戸の質量により算出した運動エネルギーが 10 ジュール以下であること及びプッシュプルゲージ等により測定し た閉鎖力が 150 ニュートン以下であることの確認	1 Y
b. 防火シャッター		
	①防火シャッターの閉鎖時間の測定と防火シャッターの質量により 算出した運動エネルギーが 10 ジュール以下であること	1 Y
	②座板感知部の作動により防火シャッターを降下停止させ、座板感 知部が作動してからの停止距離が 5cm 以下であること	1 Y
c. 感知器		
	煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内に あることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	1 Y
d. 総合的な作動		
	連動機構用予備電源ごとに、少なくとも 1 以上の防火戸又は防火シ ャッターについて、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作 動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火 戸又は防火シャッターが正常に作動することの確認	1 Y

(B)耐火クロススクリーン		
1. 外観点検		
a. 耐火クロススクリーン		
	①耐火クロススクリーンの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことの点検	1 Y
	②ローラチェーンの劣化及び損傷の状況の点検	1 Y
	③カーテン部の耐火クロス及び座板の劣化並びに損傷の状況の点検	1 Y
	④カーテン部の吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況の点検	1 Y
	⑤ケースの劣化及び損傷の状況の点検	1 Y
	⑥まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況の点検	1 Y
b. 自動閉鎖装置（手動閉鎖装置を含む）		
イ. 耐火クロススクリーン	①自動閉鎖装置の取り付け状態の良否及び著しい変形，損傷，腐食等の有無の点検	1 Y
	②手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形，損傷，腐食等の有無の点検	1 Y
ロ. 危害防止装置	(A) 1. b. 「ハ. 防火シャッターの危害防止装置」の当該事項による。	
c. 連動制御器		
	(A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	
d. 感知器（煙感知器，熱煙複合式感知器及び熱感知器）		
	(A) 1. 「d. 感知器（煙感知器，熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	
2. 機能点検		
a. 自動閉鎖装置		
イ. 耐火クロススクリーン	①耐火クロススクリーン閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりスクリーンの閉鎖，正常作動の確認	1 Y
	②連動制御器の起動信号により，スクリーンの正常作動の確認	1 Y
	③ハンドル，チェーン等は，手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることの確認	1 Y
	④連動制御器に作動表示がされることの確認	1 Y
	⑤閉鎖用音響装置がある場合は，閉鎖中に鳴動することの確認	1 Y
ロ. 危害防止装置	①試験スイッチ操作等による危害防止装置用予備電源の容量の確認	1 Y
	②座板感知部の作動による耐火クロススクリーンの停止の確認	1 Y

	③注意喚起装置（標識，音響装置，音声発生装置，注意灯等）が設けられている場合，装置が正常であることの確認	1 Y
b. 連動制御器		
	(A) 2. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	
c. 感知器		
	(A) 2. 「d. 感知器」の当該事項による。	
3. 総合点検		
	(A) 3. 「b. 防火シャッター」，「c. 感知器」及び「d. 総合的な作動」の当該事項による。ただし，「防火シャッター」を「耐火クロススクリーン」に読み替える。	
(C) ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備		
1. 外観点検		
a. ドレンチャー等		
	①設置場所の周囲の作動の障害となる物品等の放置がないことの確認	1 Y
	②散水ヘッドの塗装，異物の付着等の有無の点検	1 Y
	③開閉弁の変形，損傷，著しい腐食等の有無の点検	1 Y
	④排水設備の排水が正常に行われることの確認	1 Y
	⑤水源の貯水タンクの劣化及び損傷，水質，浮遊物，沈殿物の有無並びに規定の水量があることの確認	1 Y
	⑥給水装置の変形，損傷，著しい腐食等の有無の点検	1 Y
b. 加圧送水装置		
	①ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況の点検	1 Y
	②結線接続部の端子との接続に緩み，脱落，損傷等の有無の確認	1 Y
	③接地線が接地端子に接続されていることの確認	1 Y
	④ポンプ及び電動機の回転における潤滑油，装置・配管の接続部及び基礎との取り付け部に異常がないかの確認	1 Y
	⑤加圧送水装置用予備電源の変形，損傷，著しい腐食等の有無の点検	1 Y
	⑥圧力計，呼水槽，起動用圧力スイッチ等の附属装置の変形，損傷，著しい腐食等の有無の点検	1 Y
c. 作動装置		
	①自動作動装置の取り付け状態の良否及び著しい変形，損傷，腐食等の有無の点検	1 Y
	②手動作動装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形，損傷，腐食等の有無の点検	1 Y

d. 制御器		
	(A) 1. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	
e. 感知器		
	(A) 1. 「d. 感知器（煙感知器，熱煙複合式感知器及び熱感知器）」の当該事項による。	
2. 機能点検		
a. ドレンチャー		
	制御器の起動信号により，ドレンチャー等の正常作動の確認	1 Y
b. 加圧送水装置		
	①常用電源の遮断により，加圧送水装置用予備電源に切り替わることの確認	1 Y
	②試験スイッチ等の操作により，加圧送水装置用予備電源の容量の確認	1 Y
	③圧力計，呼水槽，起動用圧力スイッチ等の附属装置の作動の状況の確認	1 Y
c. 制御器		
	(A) 2. 「c. 連動制御器」の当該事項による。	
d. 感知器		
	(A) 2. 「d. 感知器」の当該事項による。	
3. 総合点検		
	①煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることの確認（自動試験機能を有する場合を除く）	1 Y
	②連動機構用予備電源ごとに，少なくとも1以上のドレンチャー等について，予備電源に切替えた状態で，任意の感知器を作動させ火災表示，音響装置の鳴動が正常であり，ドレンチャー等が正常に作動することの確認	1 Y